

御船町農業委員会会議録

令和4年11月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和4年11月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 13時30分～14時12分

2. 場 所 御船町保健センター2階研修室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 坂本 保男 委 員 9 番 徳永 廣敏

委 員 4 番 野田 孝光 委 員 10 番 渡邊 義高

委 員 5 番 藤岡 雅子 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 福島 則義

委 員 7 番 森田 優二 委 員 13 番 竹崎 幸雄

委 員 8 番 池田 賢治 委 員 14 番 吉田 敏郎

欠席者 7 番 森田 優二 10 番 渡邊 義高

13 番 竹崎 幸雄

農地利用最適化推進委員 8 名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について

5 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条について

5 報告第25号 合意解約について

6 報告第26号 非農地通知について

7 報告第27号 耕作証明書について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、7番 森田委員、10番 渡邊委員、13番 竹崎委員から欠席の連絡を受けております。欠席者3名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員8名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、11月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく願いいたします。

議長 こんにちは。本日は、総会終了後に現地確認が控えておりますので、早速ですが始めさせていただきます。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。9番 徳永委員、11番 芥川委員よろしく願いをいたします。それでは、議案第38号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
議案第38号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
令和4年11月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
今月は、1件出ております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部 地目：畑

面積：4,846 m²のうち1,900 m²

申請者の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町大字〇〇△

株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

転用目的：堆肥舎 理由：4条県許可になります。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。これは先月、同意書が取れていないということで、差し戻した案件です。それでは、担当の野田委員お願いいたします。

4番 はい。先月ご審議いただいた案件ですが、隣接同意書が添付されていませんでしたので、差し戻しということになりました。場所は、この前説明したとおりです。9ページに提示してあるように、〇〇氏から隣接同意書が提出されております。許可相当だと思いますので、どうか皆さんよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。前回ネックだった隣接同意書
4 番 事業計画の変更等はありませんか。
議 長 事業計画の変更等はありません。
それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。
続きまして、議案第 39 号を提案いたします。事務局の説明を
事務局 お願いします。
議案書 3 ページをお願いします。
議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり
許可申請があったので、意見の決定を求める。
令和 4 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会 長 富田 早苗。
今月は、申請が 4 件出ております。
順に読み上げさせていただきます。
申請番号①
土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：310 m²
譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町△番△号
〇〇 〇〇
譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△号
〇〇〇〇株式会社
転用目的：貸倉庫 理由：5 条所有権移転（県許可）
申請番号②
土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △の一部
地目：田 面積：224 m²の内 188 m²
貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇
借人の住所・氏名：〇〇町〇〇△ 〇〇〇〇組合
転用目的：木材の仮置き場 ※一時転用
理由：5 条使用貸借権設定（県許可）
申請番号③
土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑
面積：1,873 m²
貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇
借人の住所・氏名：大字〇〇△ 株式会社〇〇〇〇
転用目的：資材置場 ※一時転用
理由：5 条貸借権設定（県許可）
申請番号④
土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積：164 m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △
〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇町〇〇△ - △
〇〇 〇〇 (持分 2 分の 1)
〇〇 〇〇 (持分 2 分の 1)

転用目的：個人住宅 理由：5 条所有権移転（県許可）

2 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：63 m²

譲渡人と譲受人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

3 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：10 m²

譲渡人と譲受人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

計田 1 筆、畑 2 筆 237 m²になります。本日配布しております説明資料の事業計画書 3 枚については、転用の資料を県に提出しましたところ、指摘を受け一部書き換えておりますので、差し替えをお願いいたします。以上です。

議 長
事務局

県からの指摘は、どのようなことだったのですか。

事業計画書の中の、土地の選定理由の内容について、一時転用に関するところの指摘でありました。

議 長
事務局
議 長

申請番号で言えば、何番ですか。

①と②と③が、変更になっております。

はい、申請は、4 件の 6 筆あります。それでは、申請番号①から担当の福島委員、説明をお願いいたします。

8 番

はい。10 月 27 日に田中推進委員と事務局とで現地の確認を行いました。場所の説明をします。13 ページをお開きください。県道田代御船線沿いの足水集落の入口付近になります。14 ページに計画図、15・16 ページに現地の写真があります。農地の区分は第 2 種農地、地目は畑、面積は 310 m²、東側・北側は道路、西側は宅地、南側は山林ということになっています。西側は宅地と申し上げましたが、この宅地も譲渡人の所有であります。譲渡人は〇〇市内に住んでおり、処分したい旨を不動産屋に相談したところ、申請地は畑ということが判明しました。無断転用ということになっておりますので、始末書を添付しての申請になります。農家の納屋でありますので、不動産屋さんはそのまま貸し出したい意向であります。家を建てられたのは、昭和 50 年代の前半だと思われませんが、正確には判明しません。

- 一般基準の該当する項目は適当と判断いたしました。排水同意書等取れています。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。始末書が、付いているとのことですが。始末書は申請資料にはありますが、説明資料への添付が漏れていました。
- 議 長
事務局
- 議 長
12 番
- 議 長
12 番
8 番
議 長
12 番
- 議 長
8 番
12 番
8 番
2 番
12 番
- 議 長
12 番
8 番
- 議 長
2 番
議 長
- 県に出したら、選定理由がまずかったということですか。「貸出」という文言が入っているのが、指摘されたのですか。事務局から聞いているのは、住宅と倉庫を合わせて貸し出そうという書き方だったので、倉庫のみの貸出とした方がいいのではとのことでした。昭和 52 年に登記してあるようなのですが、実際はその前だろうと思います。おそらく 40 年代ではなかろうかと思います。隣の住宅は。その後で新築されているようです。
- 住宅は、写真に写っていないのですか。写っていません。16 ページの上の写真の奥に見えているのが住宅です。畑の地目によく建ったものですね。おそらく、昭和 50 年代の前半ですから建築のどうのこうのというのは、無かったのではないのでしょうか。そういうことは無いと思いますが。このままの状態、貸倉庫にされるのですか。そういうことです。建て直したりとかすることも、ないということですね。住宅は、住んでおられますか。住宅は、空き家になっています。その住宅も、貸し出されるということですか。農業委員会としては、畑の地目に家が建っていることが問題であって、後は誰に貸そうが壊そうが関係ありません。譲渡人はかなり若い時に家を出ているようではあります。私が小作している圃場の地主さんですので、ある程度事情は伺ってはおります。学校卒業後こちらにいないので、縁がほとんどなく、自分名義になっているので、処分したい意向のことでした。
- 皆さん、ご意見・ご質問他にございませんか。もし認めなければ解体ということになりますか。解体にはならないと思いますが。

- 2 番 解体しないなら認めざるを得ないし、農業用倉庫として使用する
るのであれば、問題ないでしょう。
- 事務局 農業用施設ですので、問題ありません。
議 長 写真に写っているトラクターは、近所の人が入れているのでし
ょう。
- 事務局 集落の人が、4 台の農機を置かれています。
12 番 これからは、不動産屋に賃料を払うということです。
議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。
続きまして、申請番号②について芥川委員の担当ですので説明
をお願いいたします。
- 11 番 はい。10 月 28 日に事務局と申請人の担当者と私の 4 人で現
地の確認をいたしました。場所の説明ですが、20 ページの地
図をご覧ください。県道横野矢部線沿いで、旧水越小学校から
1 km ほど離れたところにあります。道路と川に挟まれた農地に
なります。この農地は、一時転用ということで申請されました。
農地の区分は、第 2 種農地です。22 ページの現況写真のとおり
で、耕作放棄地で荒れております。ここに木材の仮置き場に
したいということで、申請が出されました。19 ページの事業
計画書と 21 ページの配置図をご覧ください。トラックを入れ
るスペースには、砂利敷きではなく、鉄板を敷くということで、
農地へのダメージは少ないようです。排水同意書も区長さんから
取れております。一般基準の 1 から 9 までは適当であります
ので、許可相当と判断いたしました。皆さまのご審議をよろ
しくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、皆さんご質問・ご
意見はありませんでしょうか。
- 2 番 申請地は、写真では農地ではなく、荒れていて完全な放棄地に
見えます。
- 11 番 荒れています。
- 議 長 説明の時に、耕作放棄地で荒れていると述べられています。
- 11 番 このように荒れている農地でも、申請の手続きをしなくてはな
らないものかとも思いますが。
- 事務局 農地である以上、申請は必要です。
- 11 番 今回の案件は、私が通りかかって分かったことで、不慣れな人
にも分かるように、周知をして頂ければと思います。

- 事務局 農地転用に関しては違反転用が無いように、広報紙を利用して周知を図ってまいります。
- 議長 他にご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③については池田委員が担当ですので、説明をお願いいたします。
- 8 番 はい。10月28日に森田委員、永本推進委員と事務局と現地の確認を行いました。場所は、役場から2.6km位になり、平成音楽大学から600m位離れた、町道御船原線沿いの畑になります。農地の区分は、農振農用地になります。今回の農地の区分は、初めて担当しました。申請地は、私が農地パトロール中に発見し、事務局に連絡をしたものではありません。28ページの写真のように、発見した時も、資材が搬入されている状況でした。一般基準の項目は適切と思われるので、許可相当と判断しますが、3年間の期限付きの申請となっています。補足になりますが、ここに置いている資材というのが、建築資材の断熱材を輸入したがJIS規格に不適合で使用できないので、点々と置き場を変え移動しているという状況のようです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見はございませんでしょうか。
- 2 番 ここは、今まで耕作はしていなかったのですか。
- 8 番 ○○地区の牛を飼っている人が、管理とまではいかないが、糞を広げて利用をされていました。荒地といえは荒地になるのかも知れません。
- 事務局 8月の農地パトロールの時に、御船・滝尾・水越班の委員さん方は、この申請地の傍の農地を対象として、確認はしておられます。
- 議長 ご質問・ご意見、他にございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④について担当の吉田委員説明をお願いいたします。
- 14 番 はじめに場所の説明をいたします。説明資料の33ページをご覧ください。10月27日に田中委員と事務局で現地を確認しました。場所は、国道443号線を益城方面に向かう際に、県道田

代・御船線の次の道路を、右側に入った北木倉集落内に位置する農地になります。地目は、田 1 筆、畑 2 筆、他地目 1 筆の計 4 筆になります。現況については、34 ページの写真を見てください。現地は、隣接道路と同じ高さに土砂が既に埋めてあります。これは、今年 4 月の総会の時に審議した〇〇〇〇氏が、個人住宅として転用した場所であります。途中まで事業として進行していたためと思われます。そのため今回、事前に許可書の返納がありましたので、35 ページに資料を添付しております。土地利用計画の内容としては、事業計画書、配置図兼排水計画図にありますように、住宅、庭、駐車場（4 台分）、通路等を設け利用する計画になります。今回、申請地の農地区分は第 2 種農地になります。申請面積は、255 m²で転用目的は、個人住宅になります。申請人は現在〇〇市内住まいで、子供の成長とともに住宅を建てたいと思い、周辺地域で建設用地を探していました。業者に尋ねたところ、妻が以前住んでいた御船町で土地が見つかったので、今回申請に至っています。また、実質審査表の一般基準の 1 から 10 において該当する部分は、全て適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

- 議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんでしょうか。
- 8 番 譲渡人は、この周辺で相当土地を所有しておられるようですが。
- 12 番 申請地付近に、多くの農地を所有しておられるようです。
- 議 長 何年か前に、道路がないような、湿地の所を購入されたと記憶しています。
- 12 番 農地を取得して、何も耕作していなかったもので、一度注意したことはあります。
- 2 番 元の人が家を建てられなくなったので、今回の申請人が個人住宅を建てるということですね。
- 事務局 前の申請は破棄して、新しく申請されたものです。
- 議 長 はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。議案第 40 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書の 5 ページをお願いします。

議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 4 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田早苗。
説明資料の 6 ページに、新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は 6 件です。合計値のみ読み上げます。田の 14,743 m²、畑の 3,284 m²、計の 18,027 m²です。次のページをお願いします。再設定分の利用権設定等状況一覧表です。田の 2,264 m²、計の 2,264 m²です。続いて 8 ページです。こちらが、所有権移転関係の利用権設定等一覧表になります。田の 1,190 m²、計の 1,190 m²です。続いて、9 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 4 年 11 月 10 日提出 上益城郡御船町

10 ページに、令和 4 年第 11 回農用地利用集積計画総括表を載せております。今月分から読み上げます。田の 17,007 m²内再設定が 2,264 m²、畑の 3,284 m²再設定はありません。計の 20,291 m²内再設定が 2,264 m²。所有権移転分が田の 1,190 m²、計の 1,190 m²です。続いて本年累計です。田の 386,074 m²内再設定が 266,841 m²、畑の 55,363 m²内再設定が 44,572 m²、計の 441,437 m²内再設定が 311,413 m²。所有権移転分の田が 81,544 m²、畑の 7,872 m²、計の 89,416 m²です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明にご意見・ご質問はございませんか。

3 番 今現在、農業委員会に例えば野菜を作りたいから、適当な土地はないかとの問い合わせはありますか。

事務局 新規就農者から、相談は若干受けてはおります。具体的な場所を告げられませんでしたので、相談者がある程度場所を選定して、それから相談に来てくださいますようお願いしています。そのような案件が 2 件あります。御船町で、どこかありますかと問い合わせられても、うちの方でも対応に困ります。また、斡旋しようとしても、土地の登録がありません。ですから土地があっても、基本的に相対に個人間で決まりますので、殆どこちらには上がってきません。あるのは、あくまでも耕作放棄地になります。耕作放棄地は、斡旋できませんので。先日相談があったのは、既存の園芸施設ビニールハウスを希望されている個別案

件でした。そういう案件は、個人でどこか目星をつけてください。そうすれば、こちらも所有者にあたれますということです。どこでもいいからと来られても、うちの方としては対応できませんので、目星をつけて再度ご相談に来てくださいとお願いしているところです。

議 長
事務局

施設を探されているのは、町内の人ですか。

〇〇市内の人です。この方は、上益城郡内の農業委員会全てに声を掛けています。2 回目に相談に見えられたときに、どこからも返事が来ないということを伺っています。

議 長

はい、他にご意見・ご質問ございませんか。ないようでしたら、ご了解いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして報告事項ですけれども、最後まで通して事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の 11 ページをお願いいたします。

報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和 4 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会

12 ページと 13 ページに合意解約が出た分を 3 件掲載しておりますので、ご確認をお願いします。続いて、14 ページです。

報告第 26 号 農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和 4 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会

15 ページに先月非農地判断をした一覧表を添付しております。先月は 1 筆非農地判断を行っておりますので、ご確認をお願いいたします。続いて 16 ページをお願いします。

報告第 27 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和 4 年 11 月 10 日提出 御船町農業委員会

17 ページに先月発行した耕作証明書の写しを 1 枚添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

9 番

⑩

11 番

⑩